

住民票の写しなどの支払いに キャッシュレス決済を導入します

ー 四街道市役所での手数料支払いが便利になります ー

四街道市では、市民サービスの向上及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、10月1日(金)より、市役所窓口サービス課と課税課の窓口で発行する各種証明書の手数料について、クレジットカード、電子マネーによるお支払いが可能なキャッシュレス決済を導入します。

■キャッシュレス決済開始日:

令和3年10月1日(金)

■対象の手数料:

- ①窓口サービス課で取り扱う戸籍・住民基本台帳関係の発行手数料
- ②課税課で取り扱う税務証明の発行手数料

■利用可能な決済サービス:

①クレジットカード VISA、Mastercard、DinersClub、JCB、AMERICANEXPRESS
Union Pay



②電子マネー ID、WAON、Quicpay、nanaco、楽天 Edy
交通系 IC カード (Suica、PASMO、SUGOCA、nimoca
ICOCA、manaca、Kitaca、はやかけん)



■主な留意点

- ・キャッシュレス決済と現金支払いの併用はできません。また、ポイントでのお支払いはできません
- ・市役所窓口でのチャージ(カードへの入金)はできません

■報道機関向けのデモンストレーションを行います

9月28日(火)17時30分から、実際の機器を使用したデモンストレーションを窓口サービス課で実施します。参加を希望される方は、9月27日(月)正午までに、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

総務部窓口サービス課

担当:榎本

☎ 043-421-6108